

平成29年度補正「ものづくり・商業・サービス経営力向上支援補助金」事業の公募を以下の通り開始します。

本事業は、中小企業・小規模事業者が取り組む、生産性向上に資する革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等を支援するものです。

1. 事業目的

国際的な経済社会情勢の変化に対応し、足腰の強い経済を構築するため、生産性向上に資する革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行う中小企業・小規模事業者の設備投資等の一部を支援します。

2. 募集期間

平成30年2月28日（水）～平成30年4月27日（金）〔当日消印有効〕

今回の公募は平成30年6月中を目処に採択公表を行う予定です。

また、2次公募も予定されておりますが、開始時期・実施内容については未定です。

3. 対象要件

認定支援機関の全面バックアップを得た事業を行う中小企業・小規模事業者であり、以下のいずれかに取り組むものであること。

「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」で示された方法で行う革新的なサービスの創出・サービス提供プロセスの改善であり、3～5年で、「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成できる計画であること。

または「中小ものづくり高度化法」に基づく特定ものづくり基盤技術を活用した革新的な試作品開発・生産プロセスの改善を行い、3～5年で、「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成できる計画であること

4. 補助対象事業

本事業では、【革新的サービス】、【ものづくり技術】の2つの対象類型に区分され、それぞれについて「企業間データ活用型」「一般型」「小規模型（設備投資のみ、試作開発等）」の事業類型があります。

	【革新的サービス】	【ものづくり技術】
企業間データ活用型	●補助上限額：1,000万円 ※連携体は幹事企業を含めて10者まで。 1者あたり200万円が追加され、連携体参加者数を乗じて算出した額を上限に連携体内で配分可能。 ●補助率：3分の2以内	
一般型	●補助上限額：1,000万円 ●補助率：2分の1以内 ※「先端設備等導入計画」の認定取得、または、「経営革新計画」を平成29年12月22日以降に申請し承認を受けた場合は補助率3分の2以内。	
小規模型	●補助上限額：500万円 ●補助率：2分の1以内 ※小規模企業者の補助率3分の2以内。	

※各事業類型とも、生産性向上に資する専門家の活用がある場合は、補助上限額を30万円の増額が可能。

5. 公募説明会の開催

【松江会場】

- 日時：平成30年3月14日（水） 14:00～15:00
- 場所：サンラポーむらくも（松江市殿町369／TEL：0852-21-2670）

【浜田会場】

- 日時：平成30年3月20日（火） 14:00～15:00
- 場所：浜田ワシントンホテルプラザ（浜田市黒川町4177／TEL：0855-23-6111）

6. 公募説明会参加申込み

別紙の申込書にご記入の上、当会あてにFAXでお申込みください。
※開催日前日16:00まで受け付けます。

島根県中小企業団体中央会のホームページに掲載している「平成29年度補正ものづくり・商業・サービス経営力向上支援補助金 公募要領」等をご覧ください。

(<http://www.crosstalk.or.jp/>)

■お問い合わせ先■

島根県地域事務局
島根県中小企業団体中央会 連携支援課
〒690-0886 島根県松江市母衣町55-4 商工会館4F
TEL 0852-21-4809 FAX 0852-26-5686